

# 預金商品説明書

平成28年 1月 4日現在

商品名 (愛称)	萩山口しんきん教育資金一括贈与専用口座(23)
ご利用いただける方	・直系尊属((曾)祖父母、父母等)から教育資金の贈与を受けられた30歳未満の方
お取扱期間	・平成26年 1月 6日(月)～平成31年 3月 29日(金)まで
お預入れ方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間中、随時口座開設いただけます。</li> <li>・口座開設に先立ち、贈与者と受贈者との間で書面による贈与契約を締結していただく必要があります。</li> <li>・口座開設時には、贈与契約および受贈者からの所定の申告書「教育資金非課税申告書」等の必要書類のご提出が必要です。</li> <li>・ATM、インターネットバンキング等からのお預入れはできません。</li> </ul>
お預入れ金額 お預入れ単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1,500万円以内</li> <li>・1円単位</li> </ul>
追加預入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間中、随時お預入れいただけます。</li> <li>・口座開設店の窓口でのお預入れとなります。(ATM、インターネットバンキング等からのお預入れはできません。)</li> <li>・追加預入金額は、10万円以上1円単位とし、既に届出の教育資金非課税申告書の金額と合算して1,500万円以内とします。</li> <li>・追加預入時には、贈与契約および受贈者からの所定の申告書「追加教育資金非課税申告書」等の必要書類のご提出が必要です。</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時払戻できます。</li> <li>・口座開設店の窓口での払戻となります。</li> <li>・払戻時には、教育資金のお支払いを証明する領収書等(原本)を、窓口へご提出が必要です。</li> <li>・専用口座から学校等へお振込みされる場合は、授業料納付書等により、資金使途・支払先を確認させていただきます。(注)</li> </ul> <p>(注) 1回の支払金額が1万円以下で、かつ、1年あたりの支払額の合計額が24万円以下の場合には、領収書に代えて、支払額、支払年月日、支払先の氏名または名称、住所または所在地、支払の内容、その他参考となるべき事項を受贈者が記載した書類の提出に代えることができます。</p>
適用金利	<p>【普通預金の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利</li> <li>・店頭表示の利率を適用します。</li> </ul> <p>【無利息型普通預金の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利息は付きません。</li> </ul>
計算方法	<p>【普通預金の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割で計算します。</li> </ul>
利払方法	<p>【普通預金の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。</li> </ul>
税金	<p>【普通預金の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「利子所得」として分離課税20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。</li> </ul> <p>※なお、平成49年12月31日までに支払われるお利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p>

## 萩山口信用金庫

(1/2)

# 預金商品説明書

平成28年 1月 4日現在

商品名 (愛称)	萩山口しんきん教育資金一括贈与専用口座(23)
手数料	<ul style="list-style-type: none"><li>この預金には手数料がかかりません。</li></ul>
解約方法	<ul style="list-style-type: none"><li>下記のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了します。その場合、本口座はただちに御解約いただきます。<ol style="list-style-type: none"><li>口座名義人が満30歳に到達した日</li><li>口座名義人が死亡した日</li><li>残高が0円となり、口座名義人と当金庫の間で契約終了の合意があった日</li></ol></li></ul>
金利情報の 入手方法	<p>【普通預金の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>金利は店頭備え付けの金利表示ボードでご確認いただくか、窓口へご照会下さい。</li></ul>
個人番号について	<ul style="list-style-type: none"><li>社会保障・税番号制度の導入により、「教育資金一括贈与申告書」等には、受贈者の方の個人番号の記載が必要となります。</li></ul>
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"><li>苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時～17時、電話:083-922-2700)までお申し出ください。</li><li>紛争解決措置・・・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li></ul>
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>この預金は、当金庫本支店の窓口のみでお取り扱いします。</li><li>この預金は、当金庫本支店で一人様につき1口座のみの開設となります。</li><li>当金庫にて本口座を開設した場合、他の金融機関等で同様の口座を開設することはできません。</li><li>この預金は、キャッシュカードの発行はいたしません。</li><li>この預金は、公共料金の自動支払いや給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取り、各種ローンの返済口座としてご利用いただけません。</li><li>この預金は、「普通預金規定」または「決済用預金規定」によりお取り扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付け下さい。</li><li>この預金は預金保険制度の付保対象預金です。 普通預金の場合は、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) 無利息型普通預金の場合は、全額保護されます。</li></ul>

## 萩山口信用金庫

(2/2)